

## 「厚生労働大臣の定める掲載事項」

(令和6年6月)

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

### ○一般名での処方について

後発医薬品のあるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名(有効成分の名称)で処方する場合がございます。

### ○明細書について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月より、領収書の発行の際に個別の診療報酬算定項目がわかる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない場合は、受付にその旨お申し出ください。

### ○医療情報の活用について

当院は質の高い医療を実施するため、オンライン資格確認(や電子処方箋データ等)から取得する情報を活用して診療をおこなっています。

### ○当院では中国四国厚生局に下記の届出を行っております。

◇基本診療料の施設基準届出等に係る届出  
脳血管疾患等リハビリテーション科(Ⅲ)